

## ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

## １．適用範囲

本資料は、ICTによる舗装工（修繕工）（以下、舗装工（修繕工）（ICT））のうち、ICT路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業に適用する。

積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。

- ・切削オーバーレイ工
- ・路面切削工

## １－１ 適用できる範囲

- （１）アスファルト混合物が購入方式の場合
- （２）施工箇所が車道・路肩部の場合
- （３）切削作業がストレートアスファルト、改質アスファルトの場合

## １－２ 適用できない範囲

- （１）アスファルト混合物がプラント方式の場合
- （２）複数の路面切削機による並列切削作業を行う場合
- （３）施工箇所が歩道部の場合
- （４）排水性舗装（ポーラスアスファルト、開粒度アスファルト）の切削、又は特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装の切削の場合
- （５）排水性舗装の舗設、又は橋面防水工を同時に施工する橋面舗装の場合
- （６）シックリフト工法、QRP工法等特殊な工法の場合
- （７）路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装版とりこわしの場合
- （８）平均切削深さが12cmを超えるもの

## ２．機械経費

## ２－１ 機械経費

舗装工（修繕工）（ICT）の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

## ① 切削オーバーレイ工

| ICT建設機械名 | 規格                                                     | 機械経費   | 備考                    |
|----------|--------------------------------------------------------|--------|-----------------------|
| 路面切削機    | ホイール式・廃材積込装置付・<br>排出ガス対策型（2014年規制）<br>切削幅 2.0m×深さ 23cm | 損料にて計上 | ICT建設機械経費<br>加算額は別途計上 |

## ② 路面切削工

| I C T建設機械名 | 規格                                                    | 機械経費   | 備考                      |
|------------|-------------------------------------------------------|--------|-------------------------|
| 路面切削機      | ホイール式・廃材積込装置付・<br>排出ガス対策型(第3次基準値)<br>切削幅 2.0m×深さ 23cm | 損料にて計上 | I C T建設機械経費<br>加算額は別途計上 |

### 2-2 I C T建設機械経費加算額

I C T建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示す I C T建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

#### (1) 舗装工（修繕工）（I C T）

対象建設機械：路面切削機

損料加算額：20,000 円／日

### 2-3 その他

I C T建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

#### 2-3-1 システム初期費

I C T建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、I C T建設機械精度確認等、I C T建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

#### (1) 舗装工（修繕工）（I C T）

対象建設機械：路面切削機

費用：548,000 円／式

※1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業で I C T建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

## 3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

舗装工（修繕工）（ICT）における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及びTS等光波方式を用いた出来形管理、地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第I編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

6. 土木工事標準積算基準書に対する補正

6-1 単価表の補正（路面切削工）

建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

| 名称                      | 規格 | 単位 | 数量    | 指定事項                        |
|-------------------------|----|----|-------|-----------------------------|
| ICT建設機械経費加算額<br>（路面切削工） |    | 日  | 100/D | 6cm以下<br>機械損料数量 1.56        |
|                         |    |    |       | 6cmを超え12cm以下<br>機械損料数量 1.38 |

（注）D：日当り施工量（m<sup>2</sup>/日）